

# 延長保育ポリシー

(2008年4月1日から実施)

(1) 延長を含む保育時間は、午前8時30分から午後4時30分の間です。それ以前、以降でご利用の場合(最長午前7時30分から午後6時30分)は、あらかじめ知らせてください。

(2) 延長保育実施日は、あらかじめ発行する年間予定表で確認してください。なお、変更が生じる場合があるので、月間の予定表でもその都度、確認してください。特に行事前の実施日に注意してください。予行演習などの為に変更することがあります。

(3) 延長保育を実施する目的は子育て支援です。なかでも、できる限り働くお母様方に利用して欲しいと願っています。このシステムが長く続けられるためにも、協力をお願いします。

(5) 午後4時30分を過ぎての利用は一名につき一回100円、5時30分を過ぎての利用は同200円です。

(6) これは、三重県私立高等学校等教育改革推進(預り保育等推進)事業です。利用者の氏名、利用時間、担当者名などは監督官庁(三重県環境生活部)により閲覧されます。